

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
米国農務省全米有機プログラム（NOP）
に係る認証業務規程

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
 東京都千代田区外神田六丁目15番11号 日東ビル703

制定 2009年5月9日

第4版 2012年1月11日

改訂履歴

版数	改訂箇所	改訂日 消費安全局長届出日
第1版	制定	2009年5月9日
第2版	農林水産省策定の認定業務規則、審査の手順などとしり合わせを行い改訂	2010年1月23日 理事会報告承認 2010年3月1日提出
	第6条事業の分野を分りやすく修正 栽培作物はすべて農作物に変更 認証証はすべて認証書に変更 第9条第3項（9）租税公課分担金の説明を正確なものにする 第9条第3項の認証手数料の徴収方法を変更 第11条（5）を追加 第12条第5項に「年次利益相反開示報告」の提出を追加 第19条 書類審査報告書、判定の妥当性評価の権限委譲を追加 第26条第1項に検査員指名時に、実地検査員に前年の審査書類一式を提供する旨を明記 第27条（2）及び第8項オーガニックシステムプランの承認の後であることを明確化 第29条第5項として試料採取を追加 第37条 認定台帳及び認定の帳簿を区別 附則8を変更 附則15を追加	2010年3月22日改訂 2010年3月23日提出

	<p>(認証を行う事業の分野及び種別)</p> <p>第6条 本会が認証を行う事業の分野及び種別は、農作物分野及び野生作物分野に係る、生産又は加工を含む取扱い（以下ハンドリングという）及びそれら事業の兼業並びに家畜分野の生産物に係る加工を含むハンドリングとする。</p> <p>附則8 「有効期限 Term of validity」を削除 初回認証日 First date of certification を追加 発出者の名称の修正</p>	<p>左下線部を追加 2010年3月31日提出 2010年4月2日最終提出</p>
<p>第3版</p>	<p>第10条 5項、6項の改訂</p> <p>5 費用の徴収の方法は、前条第7項から第9項によるものとする。<u>ただし、年次調査の場合にあって、料金の徴収のために審査が滞ってしまふ恐れのある時には、この限りではなく、料金の納入の有無にかかわらず審査を進め、実地検査終了後に一括して請求することができる。</u></p> <p>6 <u>臨時の調査等にあって実地検査を必要としない場合には、費用が確定した段階で請求するものとする。</u></p>	<p>2011年9月19日改訂 2011年10月17日提出</p>
<p>第4版</p>	<p>(認証委員会の持ち回り合議の追加とその関連条項の改訂)</p> <p>第33条第6項 委員会開催を2ヶ月に1回に変更</p> <p>同第7項持ち回り合議条項の追加 (その他、表現を厳密にした条項)</p> <p>同条第1項(6)を(7)に訂正</p> <p>同第(7)号の表現に文言挿入</p>	<p>2012年1月11日改訂 2012年1月11日消費安全局長宛て提出</p>

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
米国農務省全米有機プログラム（NOP）
に係る認証業務規程（4版）

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会は、米国農務省全米有機プログラムに基づくオーガニック農産物の認証業務規程を以下のとおり定める。

（適用の範囲）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会（以下、「本会」という）が、米国の有機食品生産法（以下「オーガニック法」という）とその法で承認された、その規定の施行を目的とする全米有機プログラム（以下「ナショナル・オーガニック・プログラム基準」、略して「NOP基準」という）にもとづいて行うオーガニック農産物に係る認証業務（以下単に認証業務という）について、その運営方針、運営体制及び実施方法を規定する。

- 2 ここでいう農産物とは、畜産物を含め、食用もしくは家畜飼料用に米国で販売される、加工の有無を問わない、あらゆる農産物をいう。また、オーガニックとは、オーガニック法及びNOP基準（以下、単に「NOP規則等」という）に従って生産されたことを意味するものとする。

（認証業務の方針）

第2条 本会が行う認証業務の方針は、次のとおりとする。すべての活動はこの方針にもとづいて行われる。

（1） 公平、公正の原則

認証業務は、何人に対しても公正かつ公平に行わなければならない。また本会の役員は、認証業務に従事する者が個別申請ごとに行う検査及び判定に影響を及ぼさない。

（2） 迅速かつ正確な処理の原則

認証業務は、遅滞なく迅速かつ正確に行われなければならない。

（3） 機密保持の原則

検査認証の過程で得られた情報は、本会と申請者の機密事項であり、確実な機密の保持が行われなければならない。

（4） 客観的かつ中立の原則

認証業務は、客観的かつ中立的に行われなければならない。検査、判定部門は、この原則にもとづき独立性が保証される。

（5）信頼性確保の原則

認証機関の信頼性は、必要な技術の向上によって確保される。本会の業務に携わる者は、業務に必要な知識及び技能の維持向上に努める。

（6）社会的貢献の原則

本会は日本及び米国の有機認証制度の適正な運営に寄与し、有機農産物の普及、有機農業の発展、環境の保全並びに両国民の健全な食生活の発展に貢献する。

（法的地位及び責任）

第3条 本会は定款の定めるところにより、NOP基準に基づく認証機関として認定され、第6条及び第7条に定める認証に係る認証業務を行うものとする。

- 2 本会は認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての認証業務に責任を負うものとする。

1、認証を行う事業所の所在地及びその事業所が認証を行う区域

（認証業務の区域）

第4条 本会が認証業務を行う区域は、日本国内とする。

（認証業務を行う事業所）

第5条 認証業務を行う事業所は、東京都千代田区外神田六丁目15番地11号に置く。

2、認証を行う事業の分野及び種別

（認証を行う事業の分野及び種別）

第6条 本会が認証を行う事業の分野及び種別は、農作物分野及び野生作物分野に係る、生産又は加工を含む取扱い（以下ハンドリングという）及びそれら事業の兼業並びに家畜分野の生産物に係る加工を含むハンドリングとする。

- 2 ここでいうハンドリングとは、農産物の販売、加工及び梱包を行うことをいう。但し、当該農産物の生産業者によるハンドリング業者への販売、輸送、納入を除く。

3、認証を行う生産業者等

（認証を行う生産業者等）

第7条 本会は、NOP基準にしたがって事業を行う生産業者及びハンドリング業者（以下一括して表示する場合「生産業者等」という）の認証を行う。

4、認証を行う時間及び休日

（営業日）

第8条 事業所の認証業務を行う時間は、9時から17時とする。ただし、審査上必要がある場合は、この限りではない。

- 2 休業日は、第1、2、4、5土曜日（但し、8月は第3土曜日が旧盆に当たった場合は第4土曜日と振り替える）、日曜日、国民の祝日・休日、旧盆の8月13日から15日、年末の12月29日から31日まで並びに年始の1月2日から3日とする。ただし、審査上必要がある場合は休業日にあっても業務を行う。

5、手数料等

（認証手数料）

第9条 本会は、第25条にもとづく認証申請を受理する場合は当該申請者から、当該申請者の規模に応じて定められた認証手数料を徴収するものとする。

- 2 認証の手数料は下記の費用の該当する項目の積算とし、別表4-1から4-3、4-10に定める算出基準表によって計算する。

書類発行審査費用（申請書類一式の費用を含む）

書類再審査費用

実地検査費用

検査報告書作成費用

認証・審査費用

農場内加工施設割増

流通・表示管理費

認証事業一般管理費

租税公課分担金

認証書交付費用

USDAマーク交付費用

認証事項公開費用

- 3 前項の科目はそれぞれ以下のように定める。

- (1) 書類発行審査費用

申請書類の費用と書類審査の手数料相当分、並びに事務手数料など。

- (2) 書類再審査費用

提出された書類で重大な不適合があり再度の書類審査となった場合の費用で、

審査の手数料相当分と事務手数料など。

(3) 実地検査費用

検査員の日当、検査員の旅費、宿泊費、写真代など消耗費用など。日当、旅費は、当会の規程にもとづくものとする。

(4) 検査報告書作成費用

作成に関わる消耗品代、調査、作成に関わる手数料相当分など。

(5) 認証・審査費用

認証委員会開催費用、判定員に支払われる調査・役務費などの一件あたりの按分、認証の処理に係る事務手数料。

(6) 農場内加工施設割増

生産業者の農場内施設のなかに加工施設に準じた検査・認証作業を必要とする施設がある場合に追加で必要となる費用

(7) 流通・表示管理費

出荷物の表示、生産、出荷、販売について適宜報告を受け、適正な表示が実施されているかを確認するための費用。不適正が発見された場合は是正のための審査にかかわる費用を含む。

(8) 認証事業一般管理費

本会の管理運営、事務所維持などの一般管理に関わる費用のうち認証事業維持のために必要とされる経費としての管理費の按分。

(9) 租税公課分担金

登録免許税、登録及び登録更新等にかかわり農林水産省や農林水産消費安全技術センターに納める費用の按分及び賠償責任保険等認証の信頼性確保にかかわる費用の按分。この費用は、前年の認証実績を考慮し、毎年度ごとに見直す。

(10) 認証書交付費用

認証書の作成交付にかかわる事務手数料等。

(11) USDAマーク交付費用

USDAマーク版下の作成交付に係る事務手数料等。

(12) 認証事項公開費用

NOP規則等で求められ、本規程54条から57条による認証事項の公開にかかわる手数料等の費用。

4 書類審査で重大な不適合により第27条第5項により書類の再提出となった場合の書類再審査費用については、別表4-10に定める基準表により再度の書類審査の対象となった該当項目の費用のみを積算する。

5 第31条第3項にもとづく是正確認に要した費用については、生産業者等の区分ごとに別表4-1から4-3の実地検査費用と別表4-10により算出する実地検査報告書作成費用とする。

- 6 第32条により審査を打ち切った場合の費用については、実施済み部分についてのみ該当する項目を積算する。
- 7 認証手数料の請求及び支払い期限は、以下の通りとする。
 - (1) 申請書類を受理した時点で、書類発行審査費用と租税公課分担金を請求する。この費用の支払い期限は請求書が到着してから2週間以内とする。入金を確認された後、審査を開始するものとする。
 - (2) 実地検査終了後、前号の費用以外のすべての費用を請求する。支払い期限は、請求書が到着してから4週間以内とする。
- 8 支払い方法は、郵便局もしくは銀行振込、または現金によるものとする。
- 9 通貨は円によるものとし、生産物などによる代物支払いは認めない。

(調査手数料)

- 第10条 本会は、第39条にもとづく年次調査及び49条にもとづく臨時調査を実施したときは、認証された生産業者等（以下「認証事業者」という）から当該事業者の規模に応じて定められた調査手数料を徴収するものとする。
- 2 第39条にもとづく年次調査の手数料は下記の費用の該当する項目の積算とし、別表4-1から4-3に定める算出基準表の調査時費用により算出し、前条第7項から第9項の方法で徴収する。科目の内容は、前条第3項に準じる。ただし、(9) 認証書交付費用（再交付）及び(10) 認証事項公開費用（変更）は、それぞれ認証書の再交付費用及び公開している認証事項の変更を必要とした場合の費用であって、当該事項が生じた場合に限り適用する。
 - (1) 書類発行審査費用
 - (2) 実地検査費用
 - (3) 検査報告書作成費用
 - (4) 認証・審査費用
 - (5) 農場内加工施設割増
 - (6) 流通・表示管理費
 - (7) 認証事業一般管理費
 - (8) 租税公課分担金
 - (9) 認証書交付費用（再交付）
 - (10) 認証事項公開費用（変更）
 - 3 第49条にもとづく臨時調査の手数料は下記の費用の該当する項目の積算とし、別表4-10に定める算出基準表より算出する。(1) から(9) の科目の内容は、前条第3項に準じる。ただし、認証書交付費用及び認証事項公開費用は、それぞれ認証書の再交付及び公開している認証事項の変更を必要とした場合に限り適用する。(10) の通知等費用は、審査結果などを書面で通知するために必要とする事務手

数料とし、必要とした場合に限り適用する。

- (1) 書類発行審査費用
 - (2) 実地検査費用
 - (3) 検査報告書作成費用
 - (4) 認証・審査費用
 - (5) 農場内加工施設割増
 - (6) 流通・表示管理費
 - (7) 認証事業一般管理費
 - (8) 認証書交付費用（再交付）
 - (9) 認証事項公開費用（変更）
 - (10) 通知等費用
- 4 前項による臨時調査費用を徴収する場合、認証事業者の負担はその責任の帰するところによる応分のものとする。
- 5 費用の徴収の方法は、前条第7項から第9項によるものとする。ただし、年次調査の場合にあって、料金の徴収のために審査が滞ってしまう恐れのある時には、この限りではなく、料金の納入の有無にかかわらず審査を進め、実地検査終了後に一括して請求することができる。
- 6 臨時の調査等にあって実地検査を必要としない場合には、費用が確定した段階で請求するものとする。

（その他費用の負担等）

第11条 本会は、申請者及び認証事業者に以下の事項を要求するものとする。

- (1) 実地検査に必要な場所に立ち入り、検査に必要な施設の利用を行うこと。
- (2) 農産物の検査のために必要な積替、運搬、開装又は梱包などに要する費用を負担すること。
- (3) 実地検査時に立ち会う申請者側の要員、車両等の費用を申請者が自己負担すること。
- (4) 申請者及び認証事業者等利害関係者より、以下の資料の請求があった場合は、別表4に定める交付手数料を徴収する。
 - ア、本会の法的根拠に係わる書類（東京都の発行する認証書、定款、登記の現在事項証明書、登録認定機関としての登録に関する通知もしくは官報の写し）
 - イ、東京都に毎年度行う事業実績報告
 - ウ、本会の財務諸表
 - エ、認証書の再交付及び英文認証書の交付
 - オ、ホームページ上に公開している公開文書を別途紙面による提供を要望された場合。ただし、申請書式は認証料金の範囲内とする。

- (5) 検査のために試料の採取を必要とした場合には、その試料の代金は申請者の負担とする。検査の費用は、本会の負担とする。

6、認証の業務を行う者及び関連業務を行う者の職務及び倫理

(認証の業務を行う者の職務)

第12条 認証の業務を行う者の職務は、認証申請時及び認証後の調査に係る書類審査、実地検査の業務及び判定の業務とする。

- 2 本会の理事長（以下「理事長」という）は、別に定める「検査員・判定員資格認定基準」に適合している者及び次条の委託先から、本会の検査員及び判定員を任命する。
- 3 理事長は、認証の業務に従事する者の業績、適性を適宜評価し、認証審査の向上に努める。評価は、認証の業務に従事する者の業績評価規程にもとづいて実施する。
- 4 次条の場合においても、本会は、委託した業務に対する全責任をもち、認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関しては本会が自ら実施するものとする。
- 5 任命を受託し職務につく検査員ならびに判定員は、本会の検査員倫理規程及び守秘義務を遵守する旨を誓約する「就任承諾並びに宣誓書」並びに「年次利益相反開示報告」を理事長宛に提出する。後者の報告については、毎年提出するものとする。就任承諾並びに宣誓書の記載事項は、附則1及び2に定める。
- 6 検査員及び判定員は、NOP規則等並びに本会の検査員倫理規程又は認証委員会倫理規程を遵守し、公平に業務を行うものとする。
- 7 不服審査委員は、不服審査請求の審査にあたって本会の不服審査委員会倫理規程を遵守する。
- 8 事務局職員は、認証に係る事務の遂行にあたって、本会の職員倫理規程を遵守する。

(委託契約)

第13条 本会は、必要な場合、前条の検査員に加え、別に定める「検査員・判定員資格認定基準」に適合している者と検査委託契約を結び、認証の業務に従事させる。

- 2 前項の場合、本会は本会倫理規程ならびに守秘義務の遵守を定める契約書を締結する。契約書の記載事項は、附則3に定める。
- 3 検査を委託する検査員においても前条第3項及び第6項を適用する。

（研修）

第14条 理事長は、適正な業務を維持するために本会研修規程にもとづき研修を行う。

- 2 検査員、判定員ならびに事務局職員は、定められた研修を受け、業務能力の向上に努めなければならない。

（機密保持ならびに私的利用の禁止）

第15条 認証の業務を行う者は、業務上知りえたことの機密保持を遵守しなければならない。また自己の利益のために利用してはならない。機密保持及び個人情報の漏洩を防止するために、機密保持規程を別に定める。

- 2 認証事業者に関する情報にあっては、当該事業者の書面にもとづく同意がない場合には、開示しない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - （1） 認証の公表にかかわる第54条から第57条の2に係る事柄
 - （2） 消費者等から生産又はハンドリング作物等について質問等があった場合については、第54条のホームページ上の公表情報に加え、連絡先電話、NOP基準に基づくオーガニック表示を予定している製品などを当該質問者に伝達する。
 - （3） NOP基準により求められる農林水産省への報告

（禁止業務）

第16条 本会は、認証の申請を予定している者に対して認証上問題となる事柄について助言するなどして、コンサルタントサービスを行ってはならない。本会と検査員契約を結ぶ検査員等にあつて、依頼を受けた検査案件がコンサルタント等を行っている案件である場合は、依頼を辞退しなければならない。

- 2 本会は、本会が認証の対象とする農作物、野生作物及びそれらの加工品の生産及び販売を行ってはならない。
- 3 本会は、認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正を損なうような製品の販売又はサービスの提供を行ってはならない。

7、認証業務を行う組織、権限及び責任

（組織）

第17条 本会の組織機構は別表5の通りとし、以下の権限と責任を有する。

（1） 総会

本会定款第22条に定めるところにより、認証業務に係る事業計画及び収支予算、役員を選任又は解任、職務及び報酬、事務局の組織及び運営について議決する。

（2） 理事会

総会で選出された理事によって構成される。総会の議決にもとづき、組織運営

に係る決定を行う。

(3) 監事会

総会で選出された監事によって構成される。本会の業務に関する内部監査を実施する。理事長は監事の中から責任監事を選任し、責任監事は監事会を主宰する。

(4) 認証委員会

判定員と理事長が任命する有識者等の委員によって構成される。認証委員会は理事長の指名による委員長を置き、委員長は認証委員会を主宰する。認証委員会は、判定のために意見を述べるとともに、判定のための指針等を協議決定し、また、不適合通告に対する申請者もしくは認証事業者からの反論に係る審議を行う。

(5) 基準策定委員会

理事長によって任命された基準策定委員によって構成される。理事長の指名により委員長を置き、委員長は基準策定委員会を主宰する。基準策定委員会は、JAS法による有機農産物、有機加工食品に係る生産基準及び生産情報公表農産物に係る適正業務基準ならびにNOP基準による農産物の生産及びハンドリング基準（以下総称する場合は「生産基準等」と呼ぶ）の審議決定を行う。

(6) 不服審査委員会

理事長によって任命された不服審査委員によって構成される。理事長の指名により委員長を置き、委員長は不服審査委員会を主宰する。不服審査委員会は、委員長1名と委員2名の3名とする。不服審査委員会は、不服審査請求を審議する。不服審査請求が調停要請として提出された場合は、不服審査員に関して調停要請者の合意を得た後、調停審議を行う。

(7) 検査部

理事長によって任命された検査員及び本会与検査員契約を結んだ委託契約検査員によって構成される。理事長の指名により検査部長を置き、検査部長は、検査業務、検査員の教育及び研修を統括する。検査員は理事長の指名により書類審査もしくは実地検査またはその両者を行い、理事長にその結果を報告する。

(8) 判定員

判定員は、理事長により任命され、個人の責任において、定められた手順に従い、認証もしくは認証継続の判定の任にあたる。理事長の指名により、個々の審査、調査及び臨時調査に基づき、認証もしくは認証継続の判定をおこない、理事長にその結果を報告する。

(9) 事務局

事務局長のもとに事務局を組織し、認証業務の事務統括にあたる。事務局長は認証に関する業務における、申請の受理、検査、判定、認証の授与、調査、臨

時調査、認証の一部もしくは一時停止、取り消し及び業務の見直し等業務の進行管理を行う。

（理事長の責任）

第18条 理事長は、理事会の決定にもとづき認証業務に係る経営資源の確保と財政の監督、運営方針の策定、認証の業務に従事する者の任命、認証業務の実施及び監督並びに認証の授与、維持、拡大、縮小、一部もしくは一時停止及び取り消しに関する決定について責任を負う。

（理事長の権限の委譲）

第19条 理事長は、その責任において認証業務の実施及び監督に係る権限を事務局長に委譲できるものとする。

2 委譲の範囲は、以下のとおりとする。

- （1）認証審査、年次調査及び臨時調査において書類審査及び実地検査を実施するための検査員の指名に係る業務権限。
- （2）認証審査、年次調査及び臨時調査における書類審査報告及び実地検査報告書の受け取り並びに妥当性評価に係る業務権限。
- （3）認証審査、年次調査及び臨時調査において判定員への判定依頼と結果の受け取り並びに判定の妥当性評価に係る業務権限。
- （4）認証審査、年次調査及び臨時調査において申請者もしくは認証事業者への書類審査、評価、判定の結果の通知に係る業務権限
- （5）認証書の発行に係る業務権限
- （6）認証委員長事故等の場合の認証委員会を主宰する者の代理指名に係る業務権限
- （7）認証に係る業務（調査及び臨時調査を含む）の進行管理権限
- （8）第60条の緊急処置の通知に係る業務権限
- （9）発行文書の承認権限
- （10）内部監査の進行に関する業務権限
 - （11）クレーム処理、不適合事項の是正及び予防処置の進行管理権限
 - （12）第27条第3項に定めるオーガニック・システム・プランの承認
 - （13）その他事務局が行う業務の日常的な指揮・統括権限

3 理事長は、前項で委譲した権限の行使について、理事長及び事務局長の双方が必要と判断した時及び定期的に報告を受け、適正な行使であるかを確認する。

（検査員及び判定員の権限及び責任）

第20条 検査員は、認証審査、調査及び臨時調査の書類審査及び実地検査において、申請者もしくは認証事業者について当該農産物に係るNOP基準への適合性を検査し、報告する責任と権限を有する。その際、当該農産物に係るNOP基準の個別の項目についての適合性の評価を実施し、検査報告書に意見を述べるができる。ただし検査員は、判定の結果に圧力を加えるなどの干渉をしてはならない。

- 2 判定員は、申請書及び検査員の報告にもとづき、認証委員会の意見を聞いて認証もしくは認証継続についての判定を行い、結果を報告する責任と権限を有する。
- 3 書類審査及び実地検査にたずさわった者は、判定の業務にたずさわってはならない。ただし、このことは判定員により求められたことに回答することや意見を述べることを妨げるものではない。
- 4 判定員は判定を行うにあたって、不明瞭な点について検査員に追加の報告を求めするなどして、正確な情報にもとづいて判定するようにつとめるものとする。

（利害関係者の認証業務の禁止）

第21条 検査員及び判定員は、自分及び自分の利害関係者（近親者を含む、以下同じ）の書類審査、実地検査、判定の業務に係ることを禁止する。このため、指示もしくは依頼を受けた業務の案件に特定の利害関係をもつ場合は、理事長に申し出なければならない。

- 2 近親者とは、本会、又は本会の従業員、検査員、判定員、その他の人材と同居する配偶者、未成年の子供または血縁者をいう。

8、認証業務の実施方法

（文書の整備及び管理）

第22条 本会は、認証業務に必要な文書を整備し、文書管理規程に基づき適切に管理する。本会の発行する文書については、最初の作成又はその後の訂正もしくは変更の際して、文書管理規程に定められた権限を有する者が、発行前にその妥当性を検討し、承認しなければならない。

- 2 本会は以下に関する文書を整備、保管し、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。

（1）本会の法的権限にかかわる文書

以下の文書については、事務所に常備し、関係者の求めに応じて閲覧、写しの交付ができるようにする。

ア、東京都の特定非営利活動法人としての認証書

イ、定款及び定款に関する東京都の認証書

ウ、農林水産省消費・安全局長（以下「局長」という。）から認定を付与され

た旨の通知書

エ、届け出た認証業務規程及び料金等に関する文書

オ、登記簿謄本（現在事項証明）

(2) 財務諸表及び事業計画書

以下の文書については、事務所に常備し、関係者の求めに応じて閲覧、写しの交付ができるようにする。

ア、財務諸表（財産目録、収支計算書、貸借対照表）及び特定非営利活動促進法に求められる事業報告書等

イ、年次総会で決定された年次活動報告及び事業計画

(3) 本会の認証制度及び基準の解説等に係る文書

以下の文書については、ホームページ上に公開し、自由に閲覧、取得できるようにする。

ア、本会の組織及び業務の概要を説明したもの

イ、本認証業務規程

ウ、NOP基準に係る認証制度の解説等の文書（認証を受けた事業者の権利及び義務の解説を含む）

エ、NOP認証取得のための生産及びハンドリングの基準

オ、認証取得等の手順

カ、認証申請書式及び本認証業務規程45条及び46条を解説したもの

キ、認証手数料及び(1)の文書の写しを交付する場合の手数料

ク、苦情、不服申し立て及び紛争等に係る処理の手順

3 本会は、業務に係る手順を整備し、当該業務に係る者に配布、適宜更新する。

ア、本認証業務規程及び関連規程類

イ、検査及び判定に係る手順

ウ、事務局の業務手順

4 次の各号に掲げる認証審査に係る記録は、守秘義務に係る記録として事務局長の許可なき者の閲覧を禁止し、鍵つきの収納庫に保管する。

ア、受理した申請書類

イ、書類審査及び実地検査報告書

ウ、判定通知書もしくは審査通知書（不適合通知書を含む）

エ、認証委員会議事録

オ、認証台帳及び帳簿

カ、その他審査に係る記録

5 次の各号に掲げる記録は、個人情報守秘に関する記録として事務局長の許可なき者の閲覧を禁止し、鍵つきの収納庫に保管する。

ア、認証の業務に従事する者の経歴に係る記録

6 前各項の記録の保存期間は、文書管理規程に定める。

（業務に関する情報の文書による提供）

第23条 本会は、NOP基準に基づく認証業務に係る情報などを文書で提供できるように整備する。定期的な機関紙の発行及びホームページ等を通じて、情報の提供に努める。

2 前条第2項第（3）に定める文書は、ホームページ上に掲載し、誰でも閲覧、取得できるようにする。

3 認証申請希望者が、認証申請を行うにあたっては、前条第2項第（3）のうちア、ウ、エの当該申請者の予定する認証に係る農産物に該当するもの、オ、カ、キの認証手数料及びクに係る文書を提供する。

（生産及びハンドリングの基準の公開）

第24条 本会は、申請者の当該農産物に係るNOP基準にもとづき認証を行う。

2 本会は、申請者の状態が当該農産物に係るNOP基準に適合しているかを判断するため、及び申請者が生産する製品もしくはハンドリングする製品が、当該農産物のNOP基準に適合するかなどを判断する基準として、本会のNOP認証取得のための生産及びハンドリングの基準を定める。

3 第2項の基準は公開され、何人にも情報を提供し、公平な判定に寄与するものとする。

（認証申請、申請の受理及び拒否）

第25条 本会は、管轄区域内の認証申請者から、別に定める認証申請書が提出されたとき、以下の各号の手順にしたがって認証の申請を受理する。

（1）書類の受付

申請者から書類が提出された場合、事務局がこれを受け付ける。

（2）書類の補正

申請書類を受け付けたら、速やかに書類補正を行う。補正の内容は、定められた書類がそろっているか、審査に不可欠な項目の記載もれがないかを確認するものとする。不足がある場合は追加提出、記載漏れのある場合は記載を求める。補正は事務局長が指名した補正する能力をもった事務局員もしくは認証の業務に従事する者として登録された検査員が行う。

（3）書類の受理

補正が終了したら申請を受理する。

2 本会は、次項に示す場合以外の特異な理由がない限り申請受理を拒否しない。申

請受理を拒否する場合は、その理由を認証申請者に通知する。

- 3 次の各号の申請については、これを受理しない。（認証の拒否）
 - （1） 認証を取り消された認証事業者又は当該事業の責任を有する関係者で、認証を取り消されて認証を受ける資格を喪失してから5年を経過していない者からの申請
 - （2） 認証申請者から第4項及びその他本会の規程に従わない旨の表明があった場合
- 4 申請の受理にあたって本会は、申請者に対し以下のことを求める。
 - （1） 検査・認証にあたっては本会の規定に従うこと。
 - （2） 書類審査及び実地検査に必要な準備を行うこと。
 - （3） 認証後は、本認証業務規程45条及び46条にかかわる事項を遵守すること。
 - （4） 認証手数料を支払うこと。
- 5 本会は、申請者に対して差別的な取り扱いを行わない。

（検査員の指名）

- 第26条 理事長は、申請書類を受理したら書類審査又は実地検査を行う者を検査員の中から指名する。実地検査を行う検査員には、前年の当該審査書類一式を提供するものとする。
- 2 検査員の指名にあたっては、認証が申請される前24ヶ月以内において認証申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
 - 3 任命に際して報告された事柄により当該申請者と指名しようとする検査員との関係が不明な場合は、指名前に確認する。

（検査）

- 第27条 検査は、書類審査と実地検査により行う。書類審査、実地検査にいたる手順は、以下の通りとする。
- （1） 書類審査

受理した申請書類により書類審査を行う。書類審査は、前条で指名された検査員が行う。
 - （2） 実地検査

書類審査に合格し、オーガニックシステムプランが承認された後、実地検査を行う。実地検査は、前条で指名された検査員が行う。
- 2 書類審査の審査基準及び注意点は以下のとおりとする。

- (1) 申請書、添付されたオーガニック・システム・プラン（使用するすべての投入物（材料）、原材料、その他の資材の記載を含む。以下同じ。）に記載された内容から、申請者の生産、ハンドリング等に係る施設、生産行程、ハンドリング行程等（以下「生産行程等」という）の管理の実施方法、生産行程等の管理の体制、ラベル表示の実施方法とその実施の体制などが当該認証に係る基準に適合しているか、否かを確認し、適合していると判断したら、判定員に回付する。申請者が定める生産方法や内部手順の具体性の程度などが適切であるかの評価にあたっては、当該農産物のNOP基準及び本会のNOP認証取得のための生産及びハンドリングの基準を参照すること。
 - (2) 前項の確認にあたっては、本会の定める書類審査の手順にしたがって、当該NOP基準の要求項目ごとにもれなく確認するように留意すること。
 - (3) 実地検査時に特に確認しなければならない留意点の把握。
- 3 判定員が当該オーガニック・システム・プランを適合と判定し、理事長が承認した後、実地検査に進む。
 - 4 検査員が不適合の程度を決定するにあたっては、別に定めた不適合分類表を参照して行うものとする。
 - 5 重大な不適合の指摘により、申請書類の全面さしかえ、オーガニック・システム・プラン等の再提出などが行われた場合は、再度書類審査を行う。この場合の書類再審査費用は、第9条第4項を適用する。
 - 6 是正の見込めない重大な不適合の場合は、第35条第2項の手続きを経て、審査を終了する。
 - 7 書類審査が終了したら、検査員は、速やかに書類審査の結果を書類審査書式にしたがってまとめ、事務局長に報告する。
 - 8 事務局長は、審査の妥当性を確認しオーガニックシステムプランの承認の可否を決ったのち、すみやかに結果を申請者に連絡する。結果の通知は、特別の事情がない限り書類審査報告書をもって行う。

（実地検査計画書の作成と通知）

- 第28条 書類審査の結果通知後、合理的期間内に実地検査を行う。但し、NOP基準に適合する能力を実証する圃場や採取地、施設及び活動を視察できる時に実施するという要件を遵守するためであれば、初回の実地検査を最高6ヶ月間先送りできるものとする。
- 2 第26条により指名された検査員は、実地検査の計画を作成して、申請者に通知する。通知は実地検査日のおおむね1週間前までに行う。特別の事情がない限り、書類審査報告書の実地検査の項に記載し通知する。
 - 3 通知にあたって、用意すべき書類、記録、検査箇所など実地検査を効率的に行う

のに必要な事項を提示する。

- 4 実地検査を行う時期は、あらかじめ通知しない実地検査の場合を除き、NOP基準に適合する能力を実証する圃場や採取地、施設及び活動を視察できる時に実施するものとする。

（実地検査）

第29条 検査員は、第2項から第4項に定めること及び本会の定める実地検査の検査手順にしたがって実地検査を行う。ただし、必要事項を満たすことが重要であり、様式や検査項目については、検査対象に合わせて適切に組み直すなどの工夫を行い、適正な検査の実施に努めること。

- 2 実地検査において不適合が発見された場合、指摘し是正を求め、申請者の意思を確認の上、指摘事項等を文書で作成し、申請者、検査員双方が確認の署名をする。あわせて、是正回答の期限を確認する。是正不可能と判断される不適合であっても、不適合である旨を指摘し申請者との確認を行う。

- 3 共通する実地検査の進行は、おおむね以下のとおりとする。

（1）申請者との開始のミーティング

申請者と検査スケジュール等、検査の進行に必要な事項の意思統一を図る。

（2）検査

認証にかかわる施設、圃場等の確認、記録の確認、オーガニック・システム・プランの適合性の確認、生産行程等の管理及びラベル表示の実施体制と方法、関係者への聞き取り等、実地での必要事項の検査を行う。

（3）検査結果のまとめ

検査結果を整理、評価し、指摘事項をまとめる。複数の検査員のチームで検査を行う場合は、チームで会議をもち、チームの結論として指摘事項を整理する。

（4）申請者との総括ミーティング

申請者の責任者（検査対象となった事業に精通し、権限を付与された当該事業の代表者）と会議を持ち、実地検査中に収集した情報の正確さと完全性を確認し、検査所見、指摘事項を伝える。不適合事項がある場合は、説明し、第2項の確認を行う。

- 4 実地検査において指摘を行う際、不適合の程度の決定は、別に定める不適合分類表を参照して行う。

- 5 禁止物質との接触の疑い等で、試料の採取・分析試験が必要と判断した場合、検査員は試料を採取することができる。採取・分析の手順は、別に定める採取手順書による。この場合、検査員は、試料の受領書を申請者に渡すものとする。なお、試料の費用（代金）は、申請者の負担とし、分析等の費用は本会負担とする。

（是正回答の評価及び検査報告書の作成と報告）

第30条 実地検査が終了したら検査員は、以下の各号の手順により検査終了後遅滞なく理事長に実地検査報告書を提出する。

- （1）実地検査において不適合が検出されず、是正指摘がない場合は、実地検査終了後遅滞なく検査報告書を作成し提出する。
 - （2）実地検査において不適合事項が検出され第29条第3項の是正指摘を行った場合は、是正回答を受け、是正が適切であるかを評価し、是正結果とその評価を含めて検査報告書を作成し提出する。
 - （3）是正不可能と判断される不適合が検出された場合は、（1）に準じる。
 - （4）是正回答が理由なく著しく遅滞する場合には、その旨を記載し、是正回答が得られなくても実地検査報告書を提出するものとする。
- 2 実地検査報告書には、判定に必要な十分な情報が盛り込まれ、判定が的確に行われるように留意し、作成されること。実地検査報告書に記載される不適合事項は、申請者も確認（評価が分かれる場合は事実関係だけでも良い）したものであること。
- 3 情報不足や不測の事態によって、実際に検査できなかった事項については、その旨記載していること。

（評価の通知）

第30条の2 検査員は、実地検査が終了したら、申請者の状態について当該NOP基準のすべての要求事項について評価し、理事長に報告する。理事長はこれを受けて、検査員による評価結果を、すみやかに申請者に通知する。評価結果の通知は、次の各号の内容を含むものとする。

- （1）実地検査を終了した段階での申請事項の確定内容。特に変更事項があった場合、それを明確にし、確認する。
 - （2）検査員によりなお不適合事項が指摘されている場合は、そのことを明確にし、是正すべき事項を明らかにする。その際は、回答の期限及び期限内に回答がない場合の処置を明記する。期限までに回答があった場合には、検査員が回答を評価し、申請者に最終評価を通知する。
 - （3）当該NOP基準のすべての要求事項に対する評価結果を明らかにする。
 - （4）採取した試料を検査した場合は、その試験結果の写し。
- 2 検査員による理事長への評価の報告は、実地検査報告書もしくは実地検査報告書とは別に作成される評価表のいずれかにおいて、行うことができる。

（検査における不適合に対する指摘と是正の確認）

第31条 検査において不適合の是正指摘を受けた申請者は、第29条第2項の期限までに回答するものとする。

- 2 是正回答においては写真、伝票など是正を確認できる証拠物件を添えるものとする。
- 3 是正確認のために必要な場合、判定前に検査員が再度確認に赴く（追加の現地検査）。この際の実費は、第9条第5項に定める方法により算出し、申請者が負担する。

（申請の取下げ）

第32条 書類審査から現地検査の過程で附則10に定める内容により申請の取り下げがあった場合は、取り下げの時点で審査を打ち切るものとする。部分的な取り下げについては、当該部分について審査を打ち切るものとする。打ち切りの判断は、検査員もしくは事務局へ申請の取り下げの申し入れを確認した時点で事務局長が行う。審査を打ち切った場合の費用については、実施済み部分についてのみ、第9条にもとづき適用する。

- 2 不適合の通知を交付する前に取り下げられた場合は、不適合の通知は交付しない。又、認証不承認の通知を交付する前に取り下げられた場合は、不承認の通知は交付しない。

（認証委員会）

第33条 理事長は、判定員及び有識者で構成する認証委員会を設置する。認証委員会の構成は、農産物生産業者、加工食品製造業者、流通業者、消費者、学識経験者のバランスを考慮するものとする。

- 2 認証委員会は、認証及び認証継続についての判定の中立・公正を維持するため、判定のための判定指針等を協議決定する。また、必要に応じて、個々の審査事項に意見を陳述する他、下記の（1）号から（7）号について協議し、意見を述べること及び第50条第11項第1号に定める認証の取り消しの決定についての適否を審議する。

- （1）オーガニック・システム・プランの承認に関する案件
- （2）新規認証に関する案件
- （3）不適合通告や認証不承認の通告もしくは認証継続不可の判定が予想される案件
- （4）認証の一部もしくは一時停止や取り消しが予想される案件
- （5）可否の判断が微妙で過去に判定事例のない案件
- （6）新しい事象の発生、社会環境の変化などにより従前の考え方では判定が困難な案件
- （7）その他、判定員が**認証委員会の意見を必要と判断して要請した**案件

- 3 認証委員長は認証委員会を主宰する。認証委員長が事故等により予定した認証委員会に出席できない場合、理事長は、代理を指名する。

- 4 認証委員長が必要と認めるとき、実地検査した者に追加説明を求めることができる。
- 5 認証委員長が必要と認めるとき、理事長の了承を得て外部の専門家を認証委員会に参加させ、意見を聞くことができる。その場合の専門家は、守秘義務の誓約を必要とする。
- 6 認証委員会は、おおむね2ヶ月に1回程度の割合で開催する。
- 7 開催月と開催月の間に、認証委員の合議を必要とする事態が生じた場合は、理事長は臨時に認証委員会を召集するか、事務局を通じて電磁的方法等により各認証委員の意見を聴き、認証委員長がこれをまとめることにより、認証委員会の合議に換えること（以下この方法による合議を持ち回り合議と称する。）ができるものとする。

（判定員の指名）

- 第34条 理事長は、個別の認証申請、調査及び臨時調査の案件ごとに判定を行う者を第12条第2項において任命された判定員から指名する。
- 2 判定員の指名においても第26条第2項及び第3項を準用する。

（判定及び認証、不適合の通告、認証不承認）

- 第35条 判定員は、認証申請書、書類審査報告書、実地検査報告書にもとづき認証の可否の判定を行う。ただし、第33条第2項の各号に定める場合にあっては、認証委員会の意見を聞いて判定するものとする。
- 2 検査員より第27条第6項に該当する書類審査において是正不可能な不適合を確認したことが報告された場合は、申請書及び書類審査報告書にもとづき判定を行う。
 - 3 判定員は、判定が終了したら判定の結果を理事長にすみやかに報告する。
 - 4 判定結果の報告を受けた理事長は、判定の妥当性を確認したのち、すみやかに以下の各号の処置をとる。各号の判定結果の通知は、特別の事由がない限り、判定通知書によって行う。
 - （1）判定の結果、申請者が当該農産物に係るNOP基準に適合していると判定された場合（次号の不適合通告に対する反論もしくは是正策により認証の資格があると認めた場合を含む）、理事長は、申請者を当該農産物に係る生産業者等として認証する。
 - （2）判定の段階でもなお、不適合がある場合、申請者に不適合の通告書を送付する。不適合の是正が不可能な場合には、不適合の通告と認証不承認の通告を判定通知書において1通にまとめることができる。不適合の通告書には、下記に事項を記載するものとする。
 - ア、各不適合の内容

イ、不適合通告の根拠となる事実

ウ、申請者が、各不適合について反論もしくは是正を行い、是正が可能な場合には、各是正を裏付ける文書を提出する期限

(3) 判定の結果、NOP基準に適合しない場合（前号の不適合通告に対する反論もしくは是正策では認証の資格があると認めるには不十分の場合、及び不適合の通告に反論がない場合を含む）は、認証しないものとする（認証不承認の通告）。この場合、判定通知書に認証不承認の理由及び下記の事項を行う申請者の権利を明記する。

ア、不適合事項を是正した上で本会に認証の再申請を行うことができること。

イ、別の認証機関に認証申請を行うことができること。ただし、別の認証機関に認証申請を行う場合は、本会から受理した不適合の通告書もしくは認証不承認を通告された判定通知書の写しと不適合を是正するために講じた対策の説明ならびにその裏づけ文書を添付しなければならないこと。

ウ、本会に不服申し立てもしくは調停要請を行うことができること。

エ、局長に認証不承認について異議申し立てができること。

（認証委員会議事録の作成・保管）

第36条 認証委員会は、議事録を作成し保管する。議事録の記載項目は、附則4に定める。

2 前項の議事録の保管期間は、最低10年とする。

（認証台帳及び認証の帳簿の作成及び保管）

第37条 本会は、認証申請者及び認証事業者にかかわる認証台帳を作成し保存するものとする。

2 台帳の記載事項は、以下のとおりとする。

一、オーガニック農産物の生産業者

(1) 認証を申請した者の生産業者、ハンドリング業者の別(生産業者等の区分)

(2) 認証を申請した者の氏名又は名称、住所、電話番号、FAX 及び電子メールアドレス

(3) 認証の申請を受理した年月日

(4) 認証の申請に係る農産物の種類

(5) 認証の申請に係る圃場及び施設の名称、所在地及び面積並びにその他の情報

(6) 認証についての判定をした年月日

(7) 前号の判定の結果

- (8) 認証に従事した者（検査員及び判定員）の氏名
 - (9) 認証を可とした場合は認証番号
 - (10) 本会の認証業務運営上必要となるその他の事項
- 二、オーガニック農産物のハンドリング業者（加工業者、販売、梱包業者等）
- (1) 認証を申請した者の生産業者、ハンドリング業者の別（生産業者等の区分）
 - (2) 認証を申請した者の氏名又は名称、住所、電話番号、FAX 及び電子メールアドレス
 - (3) 認証の申請を受理した年月日
 - (4) 認証の申請に係る農産物の種類
 - (5) 認証の申請に係る施設の名称、所在地及び面積並びにその他の情報
 - (6) 認証についての判定をした年月日
 - (7) 前号の判定の結果
 - (8) 認証に従事した者（検査員及び判定員）の氏名
 - (9) 認証を可とした場合は認証番号
 - (10) 本会の認証業務運営上必要となるその他の事項
- 3 認証台帳は、電子ファイルとして運用する。第2項一及び二の（1）から（9）までは、適宜プリントし認証帳簿として保存する。
- 4 前項の認証の帳簿の保存期間は、最終の記載の日から10年間以上認証が継続している期間とする。

9 NOP 認証書の発行

（NOP 認証書の交付及び再交付）

第38条 理事長は、第35条第4項（1）の認証を行った場合は、申請者に遅滞なくNOP 認証書を交付する。交付の際には、認証書のカラーコピー等による複写は禁止する旨、但し、その複写の表面に「COPY」「写し」等の明瞭な表示をして正本と区別できるようにする場合はその限りでない旨を通知するものとする。

2 NOP 認証書の記載事項は、以下の事項とする。（様式9-10、9-11、9-12）

- (1) 認証事業者の氏名又は名称及び住所
- (2) 法人等の場合代表者氏名
- (3) 認証の発効年月日
- (4) 認証番号
- (5) 認証の区分（生産業者、ハンドリング業者の区分）
- (6) 認証に係る農産物の種類（栽培作物、野生作物、加工品等）
- (7) 認証に係る圃場及び施設の名称及び住所（ただし、別紙記載とすることができる）

- (8) 本会の名称、住所及び電話番号
- (9) 認証に係る根拠（NOP基準）
- 3 理事長は、以下の各号の場合、NOP認証書を再交付する。(1)、(2)の場合は、記載事項を変更して交付する。
 - (1) 第46条(1)の変更届又は第39条第13項(2)の年次調査の結果及び第49条第7項(2)の臨時調査の結果により、認証範囲の縮小又は拡大が適切であると認め、記載事項の変更が必要となった場合
 - (2) 代表者の交代、名称の変更、住所表示の変更その他の認証書記載事項に変更があった場合
 - (3) 天災その他の認証事業者のやむを得ない事情で紛失した場合
- 4 前項の再交付手続きは下記の各号によるものとする。
 - (1) 前項(1)にあつては、第39条の年次調査及び第49条の臨時調査の判定結果にもとづく。
 - (2) 前項(2)にあつては、附則11による再交付請求がなされ、それが適切と認められること。
 - (3) 前項(3)にあつては、附則11による再交付請求がなされ、それがやむをえない事情と認められること。
- 5 第3項(1)及び(2)においては、従前に交付したNOP認証書は回収するものとする。
- 6 理事長は、第50条第2項、第3項、第6項、第7項及び第10項による認証の一部もしくは一時停止又は認証取り消しが生じた場合はNOP認証書を回収する。なお、認証の一部もしくは一時停止請求が解除された時点で、回収したNOP認証書を当該認証事業者に返還する。
- 7 認証事業者が輸出等のために英文のNOP認証書を必要とし、附則12により英文NOP認証書の請求がなされた場合、第2項の記載事項を英訳したものを英文NOP認証書として交付する。

10 認証事業者の調査

(年次調査)

- 第39条 本会は、認証事業者が、認証後も継続して当該NOP基準を満たしていることを確認するため、定期的に調査を行うものとする。(以下「年次調査」という)
- 2 年次調査は認証年月日又は前回に認証事項確認調査をおこなった日から1年を超えない期間内に、認証事業者が本会に提出した年次報告書に基づき、書類審査と実地検査により実施する。検査員の指名、書類審査、実地検査及び判定員の指名までの手順は、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第30条の2、

第31条、第32条、第33条及び第34条に定める認証時の審査の手順を準用する。ただし、以下の各号の場合は、本条各項の手順による。

- (1) 調査過程において不適合が検出された場合は、本条の第5項、第6項、第7項、第8項、第9項の定められた各処置をとる。
 - (2) 1年以内に年次調査を行うことが不可能な場合、認証事業者の年次更新予定日から6ヶ月以内に年次調査を実施することを条件に、提出された年次報告書（更新されたオーガニック・システム・プランを含む）と過去12ヶ月以内に実施した実地検査の結果を踏まえて、認証の継続を認め、認証継続証を交付することができる。
 - (3) 年次調査を担当する検査員は、3年程度で指名しないものとする。ただし、チーム検査を必要とする検査にあつてチームの一員について、及び認証委員会が必要性を認めた場合は、この限りではない。
- 3 年次調査の書類審査と実地検査は、第26条の準用により理事長が指名した検査員が行う。
 - 4 書類審査は、第46条（2）により毎年度認証事業者から提出される年次調査報告書とその添付書類等にもとづき行う。
 - 5 検査員は、書類審査において、不適合が確認された場合は是正を求める。是正指摘は書類審査報告によって当該認証事業者に通知する。是正結果は、実地検査前に書面によって、もしくは実地検査において確認する。ただし、重大な不適合が認められ、事故、違反などにより緊急に対応する必要がある場合は、書類審査報告とは別に48時間以内に事務局長に報告し、すみやかに実地検査に入る。
 - 6 報告を受けた事務局長は、認証委員長及び理事長に報告し、理事長は第60条にもとづく緊急処置をとる。
 - 7 実地検査において、不適合が確認された場合は、検査員は期限を定めて是正を求め、是正結果についての評価を含めた実地検査報告書を作成する。ただし、重大な不適合が確認され、事故、違反などにより緊急に対応する必要がある場合は、是正指摘に加えて48時間以内に事務局長に報告する。
 - 8 報告を受けた事務局長は、認証委員長及び理事長に報告し、理事長は第60条にもとづく緊急処置をとる。
 - 9 是正回答が、第7項で指定した期限を越えて著しく遅滞する場合、検査員はその旨記載し是正回答が得られなくても、理事長に実地検査報告書を提出する。
 - 10 実地検査において、不適合事項が検出されず、是正指摘がない場合、検査員は検査終了後遅滞なく理事長に実地検査報告書を提出する。
 - 11 実地検査報告書が提出されたら、理事長はすみやかに判定員を指名し、判定にあたらせる。

- 1 2 指名された判定員は、年次調査のための報告書、書類審査報告書、実地検査報告書にもとづき、認証事業者が、ひきつづき当該NOP基準に適合しているかの判定を行う。判定が終了したら、判定員は判定結果をすみやかに理事長に報告する。判定において判定員は、認証事業者が当該NOP基準に適合しないと判断した場合は、第50条のいずれの処置が適切であるかを示すものとする。
- 1 3 判定結果の報告を受けた理事長は、判定の妥当性を確認したのち、すみやかに以下の各号の処置をとる。各号の判定結果の通知は、年次調査の場合審査通知書によって行う。
- (1) 判定の結果、当該NOP基準にひきつづき適合していることが確認された場合、判定結果の通知及びNOP認証継続証の交付を行う。記載事項は附則8に定める。
- (2) 判定の結果、認証事項の拡大、縮小などの変更が必要とされた場合、認証事項を変更し、判定結果の通知及び更新した「NOP認証書」の交付を行う。
- (3) 判定の結果、当該NOP基準に適合していない事項が確認された場合は、第35条第4項の(2)に従い、不適合の通告を行うとともに、判定の指摘にもとづき、是正のための要求、認証事業の一部もしくは一時停止請求、NOP認証表示の付してある製品の出荷停止請求、認証の取り消しなど第50条の該当項の処置をとる。
- 1 4 認証事業者は、第5項及び第7項の是正結果、並びに前項(3)で受けた不適合通告に対して講じた是正策について、確認できる原票、写真などを添えて是正報告を行うものとする。
- 1 5 調査過程においてNOP基準への違反行為が認められ、理事長が必要と認めた場合には、認証事業者自ら公表することを求め、本会もこれを公表する。理事長の判断基準については、附則15に定める。
- 1 6 年次調査の費用は、第10条第2項を適用する。審査途中で、認証もしくは変更申請の取り下げがあった場合、実施済みもしくは実施が必要な部分に係る費用を積算する。

1 1、認証の公正な実施

(内部監査)

第40条 本会は、以下のことが満たされているか否かを確認するために、別に定める内部監査規程にもとづき内部監査を実施する。

- (1) 本認証業務規程に定められた認証システムが、NOP基準に適合した状態で適切に維持されていること。

- (2) 個々の認証及び調査の業務に使用される生産及びハンドリングの基準、審査手順、書類審査の様式、実地検査の確認シート及び報告の様式、判定の手順などが、本認証業務規程に定められた認証システムに即して適切に維持されていること。
- (3) 実施した認証及び調査に係る業務が、本認証業務規程に定められた手順にしたがって適切に実施されていること。
- (4) 業務の見直しが、定められた手順にしたがって実施され、不適合業務の防止がはかられていること。
- (5) 第17条に定める各組織機構が本認証業務規程にもとづき適切に機能していること。
- (6) 検査員、判定員の業務が、本認証業務規程にもとづき適切に実施されていること。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(判定員、認証委員会の独立性の確保)

第41条 理事長は、判定員及び認証委員会がその判断について不当な干渉を受けることなく公平、中立に行われるために、判定員及び認証委員会の独立性を保障する。

(認証業務に関する手順、方法の確認及び見直し)

第42条 理事長は、認証業務に関する手順及び方法について、年1回、見直しの確認を行う。

2 見直しの手順は、認証業務に関する手順の見直し実施規程による。

(不適合業務の是正及び予防)

第43条 理事長は、認証業務の方針の設定、認証業務の実施、第40条の内部監査、本条第2項の是正処置、本条第3項予防処置及び第42条の認証業務に関する手順の見直しなどにより業務の継続的な改善、不適合業務の予防に努める。

2 内部監査、外部監査、なんらかの内部・外部からの苦情、不服申し立て、その他の指摘などにより不適合業務が検出された場合には、当該業務に責任を持つ者は、以下の手順により是正処置をとる。

- (1) 当該不適合の内容確認を確認する。
- (2) 不適合業務によって発生した認証の瑕疵の程度を測定し、理事長及び関連部署への必要な連絡を行う。
- (3) 確認された当該瑕疵の是正
- (4) 不適合発生原因の究明
- (5) 同様不適合が見込まれる他の認証事項の見直しと是正

- (6) 不適合の発生原因の究明及び再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - (7) 不適合発生原因の除去と認証に係る組織体制、検査及び判定の手順、本認証業務規程等の必要な改善の実施
 - (8) 是正処置の記録の作成
 - (9) 是正処置が終了したら当該業務の責任者は、前（1）から（6）までの是正処置の経過と結果を理事長に報告する。
- 3 前項是正処置の結果、内部監査及び業務の見直しなどにより不適合の発生する恐れのあるシステムの欠陥が認められた場合には、当該業務に責任を持つ者は、以下の手順により予防処置をとる。
- (1) 予想される不適合の程度の測定及びその原因の究明
 - (2) 不適合の予防のために必要な処置の評価、及び必要と判断される場合には理事長及び関連部署への最初の連絡を行う。
 - (3) 予防処置の決定と実施（認証に係る組織体制、検査及び判定の手順、本認証業務規程等の必要な改善）
 - (4) 予防処置の記録の作成
 - (5) 予防処置が終了したら、当該業務の責任者は、前（1）から（4）までの是正処置の経過と結果を理事長に報告する。
- 4 前第2項及び3項の理事長への報告は、事務局長を通じて行う。

（外部監査の受け入れ）

第44条 本会は、NOP認定業務規則第6条及び第7条による農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の監査及び第8条のセンターによる調査があるときは、これを受け入れ協力するものとする。

12 その他認証業務に関し必要な事項

（認証をするときに事業者を求める一般的条件）

第45条 本会は、認証をするときの条件として、認証を受ける事業者に対して、以下の各号のことを求める。

- (1) 認証に係る事項が、認証後も継続して当該NOP基準に適合するように維持すること。
- (2) NOP基準を遵守し、NOP認証表示を適正に実施すること。
- (3) 認証に係る氏名もしくは名称、住所もしくは認証事項を変更しようとするとき、又は認証事業を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に報告すること。
- (4) 下記の事項については、直ちに本会に報告すること。

- ①事業の一部である圃場、施設又は製品への禁止物質の施用（ドリフトを含む）
 - ②NOP基準の遵守に影響を及ぼす可能性のある認証事業若しくはその一部の変更
- (5) 本会の「NOP認証取得のための生産及びハンドリングの基準」第2章第1項の規定に従い、オーガニック生産若しくはオーガニックハンドリングのシステム・プランを毎年、とりまとめて更新し、本会に提出すること。
 - (6) オーガニック事業に該当するすべての記録を、その作成から5年以上維持管理すること。また、NOP規則等を遵守しているか否かを判断するためにセンター又は認証機関が求めたときは、これらの記録を閲覧させ、又は写しの提供等を行なうこと。
 - (7) 第29条の実地検査、第39条にもとづく年次調査及び第49条にもとづく臨時調査があるときには、協力し、必要な報告を行ない、受検すること。
 - (8) 毎年1月15日までに、前年（1月1日から12月31日）の有機農林物資の生産数量及び米国への輸出数量、農産物にあつてはその種類（果樹・水稻/陸稲・お茶・野菜・その他）毎の圃場面積、NOP基準に不適合であった有機農林物資の数量及びその原因を本会に報告すること。
 - (9) NOP認証に係わる業務を適切に実施しているかどうかを確認するために必要があるときは、本会は以下のことができること。
 - ア、その業務に関して必要な報告を本会に行うことを求めること。
 - イ、本会が、認証に係る工場、施設、圃場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、NOP認証を受けた製品に係る広告もしくは表示、製品、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査すること。また、認証機関が必要と認めた場合は、認証を受けていない生産及びハンドリングが行なわれる場所にも立ち入り、検査すること。
 - (10) 前（1）号から（8）号の条件に違反し、又は（9）のアの報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは（9）のイの検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した時には、その認証を取り消し、又はNOP認証に係る業務の停止及びNOP認証表示の付してある農産物の出荷の停止を求めることができること。
 - (11) 前号のNOP認証に係る業務の停止及びNOP認証表示の付してある農産物の出荷停止の求めに応じないときは、認証を取り消す。
 - (12) 第54条に定める認証の公表、第55条に定めるNOP認証に係る業務の停止等の公表、第56条に定める認証の取り消しなどの公表を行うこと。
 - (13) 当該農産物のNOP認証に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じて、本会に利用させること。
 - (14) USDAマークの使用については、関連法規及び本会のUSDAマークの作

成規程にしたがって、適正に使用及び管理すること。

- (15) 本会が交付するNOP認証書にあっては、適切に管理し、不正使用等の防止をはかること。記載事項等の変更により不用となったNOP認証書は、すみやかに本会に返還すること。
- (16) NOP基準及び関連法規を遵守し、製品の表示は、適切に実施すること。
- (17) 第39条の年次調査、第49条の臨時調査において、本会より是正指摘を受けた場合には、すみやかに是正を実施すること。なお、是正が著しく遅滞し、不適合品にNOP認証表示が付されて出荷される恐れのある時には、認証事業に係る業務の一部もしくは一時停止を求めることができること。
- (18) 意図的であると否とに係らず、不適合業務によって発生した責任は、これを負うこと。またその不適合業務によって不適合製品等が流出した場合には、発生する被害を最小限にとどめるように努めること。
- (19) 認証機関が請求する定められた手数料を支払うこと。

（認証事業者に求める報告等）

第46条 本会は、認証をするときの条件として認証事業者に以下の報告を行うことを求める。

- (1) 認証事項の変更を予定する場合、速やかに本会に届出て、必要な審査を受けること。
- (2) 年次調査に際して、通知を受けた年次調査の実地検査予定月のおおむね2ヶ月前程度に「年次調査のための報告書」を提出すること。
- (3) 定期的実施する表示点検等に際して、作成使用している表示もしくは作成を予定する表示デザイン等を報告すること。
- (4) 包装表示を新たに作成する場合は、作成を予定する表示デザイン等を報告すること。
- (5) 毎年1月15日までに前年のNOP認証表示製品に係る実績等前条(8)の事項を、指定された書式により集計し、本会へ報告すること。
- (6) NOP認証事業を廃止する場合は、あらかじめ本会に通知し、附則7に定める事項を記載した「NOP認証事業の廃止届」を提出すること。
- (7) 第49条の臨時調査に係り、本会が請求する報告。

（生産業者等への講習会）

第47条 本会は、NOP認証の認証申請を予定する者の生産業者の管理責任者、ハンドリング業者の製造加工管理責任者や小分け・梱包等流通管理責任者、NOP認証表示担当者（一括して「管理責任者等」という。以下同じ）に対する講習会を開催する。

- 2 講習会は、有機中央会生産行程管理者等養成講習会規程にもとづいて開催する。
- 3 認証を受けようとする事業者にあつては、管理責任者等が、認証前に所定の講習会を受講することを求める。
- 4 認証事業者に対しては、ステップアップ講習会を開催し、認証事業者の業務の適正な実施をはかるために必要な情報の提供をはかる。開催の手順は、有機中央会生産行程管理者等養成講習会規程に準じる。
- 5 講習会受講者から徴収する費用は、別表1-13による。

（生産業者等が受講すべき講習会の委託）

第48条 本会は、生産業者等が受講する講習会について、本会が適正と認める団体に委託することが出来る。

（臨時の調査）

第49条 本会は、以下の事由が発生した場合、認証事業者に対して臨時の調査を行い、認証事業者が当該NOP基準への適合性を維持しているか、あるいは変更事項が当該NOP基準に適合したものであるかを確認する。

- （1）第46条（1）の規定に基づき提出された変更の内容について、NOP基準との適合性の審査を必要とすると判断される場合。
 - （2）認証事業者が認証事項を変更したことを、本会が知ったとき。
 - （3）NOP規則等に違反の事実もしくは相当の疑義、不適合品の流出、その他認証事業者が当該NOP基準に適合しないおそれのある事実などが確認されたとき。
 - （4）年次調査に際して第39条第13項（3）号の処置が取られた場合であつて、是正の確認等の調査を必要とするとき。
 - （5）年次調査の実地検査に際して、不測の事態等により確認できない事態が発生し、あらかじめの検査が必要と判断される場合。
 - （6）農林水産省より調査の要請を受けた場合
 - （7）その他第50条にもとづく是正要求、認証事業の業務の一部もしくは一時停止請求などの処置がとられた場合であつて、認証事業者に対する是正の確認が必要と判断される場合。
 - （8）その他、必要に応じて、初回実地検査又は年次調査の追加の実地検査を臨時調査として実施できるものとする。この追加検査は、本会の裁量で、又は農林水産省の要請に従つて、あらかじめ通知することも通知しないこともできるものとする。
- 2 臨時の調査は、第1項各号の報告、情報、要請を受けた際、遅滞なく実施する。
 - 3 臨時の調査を行う場合、第1項（1）号にあつては認証事項変更報告書、他の各

- 号にあっては該当事項を確認できる報告書等の提出を求め、書類審査と実地検査により、実施する。なお書類審査のみで当該NOP基準への適合性を確認できる場合は、実地検査を省くことができる。
- 4 臨時調査の書類審査及び実地検査の手順は、第39条第1項から第10項の年次調査の手順を準用する。ただし、検査の範囲については必要な事項に限定することができる。
 - 5 実地検査が終了したら、当該認証事業者からの報告書、検査員が作成した書類審査報告書及び実地検査報告書にもとづき、NOP基準に適合しているかの判定を行う。実地検査を必要としない場合は、変更に係る申請書類及び書類審査報告にもとづき判定を行う。判定は、第34条により理事長が指名する判定員が行う。
 - 6 判定が終了したら判定員は、すみやかに結果を理事長に報告する。なお、判定において判定員は、認証事業者が当該NOP基準に適合しないと判断した場合は、第50条のいずれの処置が適切であるかを示すものとする。
 - 7 判定結果の報告を受けた理事長は、判定の妥当性を検証したのち、すみやかに以下の処置をとる。
 - (1) 判定の結果、当該認証事業者が当該NOP基準に適合しているものと認められたときは、当該調査事項が当該NOP基準に適合している旨を確認したことを通知する。検査事項が、不適合事項の是正処置の確認であった場合で、当該不適合により認証事業に係る業務の一部もしくは一時停止請求が行われていた場合には、センターの承認を得て、その解除を行う。
 - (2) 判定の結果、当該認証事業者の認証事項の拡大、縮小などの変更が必要とされた場合、認証事項を変更する。
 - (3) 判定の結果、当該認証事業者が当該NOP基準に適合していない事項が確認された場合は、第35条第4項(2)に従い不適合の通告を行うとともに、是正のための要求、認証事業に係る業務の一部もしくは一時停止請求、NOP認証表示の付してある製品の出荷停止請求、認証の取り消しなど第50条の該当項の処置をとる。
 - (4) 調査事項が生産に係る施設の追加、変更等の場合であって、それが当該NOP基準に適合しないと判定結果の場合には、第35条第4項(2)に従い不適合の通告を行うとともに、変更を不承認とする。
 - 8 臨時の調査に係る費用については、第10条の第3項及び第4項を適用する。審査途中で、認証もしくは変更申請の取り下げがあった場合、実施済みもしくは実施が必要な部分に係る費用を積算する。

(認証条件違反及びNOP基準への不適合が認められる場合の是正指導、認証事業に係る業務の一時停止及び認証の取り消し等)

第50条 本会は、認証事業者が当該NOP基準に適合しなくなった時もしくは当該NOP基準に適合しなくなる恐れが大きい時には、当該認証のNOP基準に適合する状態を確保するために、速やかに必要な是正処置を取ることを求める。なお、その際、次の各号の処置をとる。

- (1) 不適合品が流出しており、回収可能な状態にある場合には、回収を求める。
 - (2) 不適合品が流出している場合及び不適合品の流出の恐れが強い場合、NOP認証事業の停止請求を行う。
- 2 本会は、認証事業者に前第1項の不適合状態の是正処置を求める場合において、当該是正処置を講じるのに相当の期間を要すると見込まれるときは、当該認証事業者に対し、その処置を講じるまでの間、当該事項に係る認証事業に関する業務の一時停止及び当該事項に係る農産物のNOP認証表示を付してある製品の出荷停止を求める。ただし、当該不適合の是正に要する期間が1年を超えると見込まれるときは、その認証を取り消すことができる。
 - 3 本会は、認証事業者が正当な理由なく、第45条(9)アの報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は第45条(9)イの検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認証事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、NOP認証事業に関する業務の一部又は一時停止及びNOP認証表示の付してある製品の出荷停止を求める。
 - 4 その他認証事業者が、認証に付された条件に違反したときは、改善指摘、第60条のNOP認証事業に関する業務の自粛要請その他の適切な指導を行い、指導に従わない場合は、認証の取り消しその他の適切な措置を講じる。
 - 5 前第1項から第3項の本会がとる措置は、年次調査、臨時調査の手続きによる。
 - 6 認証事業者に係る認証事項がNOP基準に適合しなくなった場合であって、当該NOP基準に適合するものとなることが見込まれないときには、NOP認証事業の停止を請求するとともに当該事業者の認証を取り消す。
 - 7 NOP認証事業に関する業務の一部もしくは一時停止及び認証の取り消しは、以下の手順において行う。
 - (1) 理事長の指名により判定にあたった判定員が本条第6項までの規定によりNOP認証事業に関する業務の一部もしくは一時停止または認証の取り消しが妥当であるとの判断をもつにいたった場合、当該判定員は認証委員会に審議を要請し、意見を聞いた上で判定を行う。
 - (2) 判定を行ったら、判定員はすみやかに理事長に判定結果を報告する。
 - (3) 報告を受けた理事長は、事業者に対して、第35条第4項(2)による不適合の通告とともに、下記の事項を記載したNOP認証事業に関する業務の一部もしくは一時停止または認証取り消しの予告を行う。

- ア、一部もしくは一時停止または取り消し予告の理由
- イ、一部もしくは一時停止または取り消しが発効する予定日
- ウ、一部もしくは一時停止または取り消しが今後の認証資格に与える影響
- エ、本会に不服審査請求もしくは調停請求を行う権利（この権利を行使する場合は1週間以内に文書での請求を受け付ける旨記載）及び農林水産大臣に異議申し立てを行う権利

(4) 不服審査請求もしくは調停請求が提出された場合は、不服審査委員会において審査される。

(5) 不服審査請求もしくは調停請求がない場合及び不服審査委員会において一時停止もしくは取り消しを可とされた場合には、すみやかに一時停止の通告もしくは認証取り消しの通告を行う。不服審査委員会において、一時停止もしくは取り消し予告の見直しを決定した場合は認証委員会において再審議を行う。

(クレームへの対応)

第51条 本会は、申請者又はその他の者から持ち込まれるクレームをクレーム処理規程に従って処理するものとする。

- 2 認証を申請した者より判定結果について不服申し立て（不服審査請求もしくは調停請求）があった場合、理事長は不服審査委員会に付託し30日以内に扱いを決定し、再審査の場合はその後30日以内に不服申し立てについて審議、決定する。
- 3 第50条第7項（4）の認証の取り消しに係る不服申し立ての審査にあつては、不服審査委員会は一週間以内に扱いを決定し、再審査の際はその後すみやかに判定を行う。
- 4 クレームの処理の経緯、修正処置及びこれらに対して実施した是正処置や予防処置を記録し、それを保持する。
- 5 あわせて、とられた処置についてその有効性を評価する。
- 6 本会の認証審査にかかわり損害賠償等の請求があった場合、本会は、法的責任の求められる範囲において誠実に対応するものとする。法的責任を果たすために、賠償責任保険に加入する。

(認証書、USDAマーク及び表示事項の適正管理、違反する使用に対する処置等)

第52条 本会は、認証事業者に対して、認証書の適正な管理、USDAマークの適正使用、NOP規則等を遵守した適正な表示を行わせるものとする。

- 2 USDAマークについては、本会のUSDAマーク作成の規程にしたがい適正に使用することを求め、年次調査において管理の状態を確認する。不適正な状態が認められた場合は、改善を求める。

- 3 NOP認証の表示の付された表示ラベル及び認証制度に言及した表示等を作成した場合には、サンプルの提出を要請し、適正であるかの確認を行う。不適正な場合には、改善を求める。作成前に認証事業者より、USDAマークの様式、表示の内容、認証制度への言及の内容が適切であるか否かの照会があった場合には、確認を行い、判断を通知する。
- 4 本会の役職員は、宣伝、カタログ等において認証制度への不正確な言及、USDAマークの不適正な使用を見つけたときには理事長に報告する。
- 5 理事長は、本会の認証事業者に係り前項の報告があった場合は、すみやかに第50条にもとづく適切な処置を講じる。NOP規準への違反が認められ、必要と判断される場合には、理事長はこれをセンターに報告する。

（認証等の農林水産省等への報告）

第53条 本会は、毎年1月末までに前年の認証実績をセンターに提出する。そのリストには次の事項を定められた様式で記載するものとする。認証事項の変更について認証を行った場合も同様とする。

- （1）認証の年月日
- （2）認証した事業者の氏名又は名称及び住所と電話番号
- （3）ファックス番号及びEメールアドレス
- （4）担当者の名前
- （5）当該認証事業の形態（栽培作物、野生作物の生産あるいはハンドリングの区別）
- （6）当該認証にかかわる生産物のリスト及び生産数量及び米国への輸出数量（農産物にあつてはその種類（果樹・水稲/陸稲・お茶・野菜・その他）毎の圃場面積、NOP基準に不適合であった有機農林物資の数量及びその原因を含む）
- 2 本会は、第50条第2項及び第3項にもとづき、認証事業者にNOP認証事業に関する業務の一部もしくは一時停止及びNOP認証表示の付してある製品の出荷停止を請求したときは、次の事項を遅滞なくセンターを經由して農林水産省に報告する。
 - （1）当該請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
 - （2）当該請求に係る認証事業の形態（栽培作物、野生作物の生産あるいはハンドリングの区別）及び農産物の種類
 - （3）当該請求に係る工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
 - （4）当該請求の年月日
 - （5）当該請求の理由
- 3 認証事業者がNOP認証事業に関する業務を廃止したときは、次の事項を遅滞な

- くセンターに報告する。
- (1) 当該廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 当該廃止に係る認証事業の形態（栽培作物、野生作物の生産あるいはハンドリングの区別）及び農産物の種類
 - (3) 当該廃止に係る工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
 - (4) 当該廃止の年月日
- 4 不適合の通告、認証の一時停止又は取り消しの提案を行ったとき及び認証の一時停止又は取り消しを行ったとき、ならびに第25条第3項の認証の拒否を行ったときは、次の事項を遅滞なくセンターを經由して農林水産省に報告する。
- (1) 当該一時停止又は取り消し、認証の拒否に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 当該一時停止又は取り消しに係る認証事業の形態（栽培作物、野生作物の生産あるいはハンドリングの区別）及び農産物の種類
 - (3) 当該一時停止又は取り消しに係る工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
 - (4) 当該一時停止又は取り消しの提案及びその実行の年月日
 - (5) 当該一時停止又は取り消しの提案及びその実行の理由（認証拒否の場合は拒否の理由）
- 5 本会は、第46条（5）によるNOP認証表示製品の実績報告に基づき農産物ごとに集約し、その結果を毎年1月末までにセンターへ提出する。

（認証の公表）

- 第54条 本会は認証を行ったときは、認証事業者に係わる以下の事項について希望する者が閲覧できるようにする。また、求めのある場合にはファックス等により希望者に提供する。
- (1) 認証事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 認証にかかわる農産物の種類
 - (3) 認証にかかわる工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
 - (4) 認証の年月日
- 2 本会は認証を行ったときは、認証事業者に係わる以下の事項について本会のホームページ上に公表する。
- (1) 認証事業者の氏名又は名称及び所在地の都道府県名
 - (2) 認証にかかわる農産物の種類及び主な生産物
 - (3) 認証の年月日
 - (4) 認証の区分
 - (5) 認証番号

- 3 前2項に変更があった場合には、情報を更新し遅滞なく変更後の認証事項を公表する。
- 4 前3項の閲覧及びホームページでの公表期間は、認証をした日から当該認証に係る認証事業者がNOP認証事業の業務を廃止する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取り消しをする日までとする。

（NOP認証事業に関する業務の停止等の公表）

第55条 第50条各項によりNOP認証事業に関する業務の一部もしくは一時停止請求及びNOP認証の表示を付してある農産物の出荷停止請求をした場合、以下の事項について希望する者が閲覧できるようにする。

- (1) 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 請求に係る農産物の種類（請求が当該認証事業者の認証に係わる農産物のすべてに係るものであるときは、その旨）並びにNOP認証事業に関する業務の停止及びNOP認証の表示の付してある農産物の出荷の停止を請求している旨
 - (3) 請求に係る工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
 - (4) 請求の年月日
 - (5) 請求の理由
- 2 前項の閲覧期間は、NOP認証事業に関する業務の停止及びNOP認証の表示の付してある農産物の出荷停止の期間とする。
 - 3 NOP認証事業に関する業務及びNOP認証の表示を付してある製品の出荷停止請求を行った場合にあつて、当該認証事業者が当該請求を守らない恐れが認められるときには、第1項の事項及び出荷停止請求を行っている製品の名称を本会ホームページ上に公表する。
 - 4 前項の公表期間は、前第2項の期間内であつて当該恐れが認められなくなるまでとする。

（認証の取り消し等の公表）

第56条 本会は認証事業者の認証の取り消しを行ったとき及びNOP認証事業の業務停止請求に認証事業者が応じないときには、以下の事項を希望する者が閲覧できるようにするとともに、本会ホームページ上に公表する。

- (1) 当該認証事業者の氏名又は名称及び所在地
- (2) 該当する農産物の種類及び主な製品
- (3) 該当する工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
- (4) 業務停止もしくは取り消しの理由
- (5) 業務停止もしくは取り消しの年月日

（6） 交付していた認証番号

- 2 前項の公表期間は、認証の取り消しの場合は取り消した日から1年間とする。NOP認証事業の業務停止請求に応じない場合は、請求した日から請求に応じる日までとし、その後の公表期間は前条による。

（NOP認証事業の業務廃止の公表）

第57条 認証事業者からNOP認証事業の業務の廃止届を受理したとき、本会は遅滞なく、以下の事項を、希望する者が閲覧できるようにするとともに、本会ホームページ上の認証事業者一覧より削除する。

- （1） 廃止した認証事業者の氏名又は名称及び住所
- （2） 廃止に係わる農産物の種類及び主な生産物
- （3） 廃止に係わる工場、施設、圃場又は事業所の名称及び所在地
- （4） 廃止の年月日
- （5） 認証番号

- 2 前項の公表期間は、NOP認証事業の業務を廃止した日から1年間とする。

（要請に応じて公開するその他の情報）

第57条の2 第54条から第57条のほか、以下の事項について希望する者が閲覧できるようにする。また、求めのある場合にはファックス等により希望者に提供する。

- （1） 当該年及び過去3年間に交付した認証書の写し
- （2） 当該年及び過去3年間に認証した事業者のリスト（事業者の名称、種別、生産される製品及び認証の発効日を含む）
- （3） 当該年及び過去3年間に実施した残留農薬及びその他の禁止物質の分析結果
- （4） 認証事業者から書面による許可を得たその他の企業情報
- （5） 本条の公開の要請に対する手数料

（その他）

第58条 この規程に定めるものの他、認証業務に関して必要な事項は、別に理事長が定める。

（経過処置）

第59条 登録認定機関にゆだねられた規格の運用、生産基準・その他の要求事項の変更を行う場合、その影響の度合いを考慮して、認証事業者に周知する期間等の経過処置をとるものとする。ただし、その周知、経過処置期間は、一年を越えない範囲とする。

（緊急要請処置）

第60条 調査及び臨時調査により、不適合品がNOP認証の表示をされて出荷されている事実、重大な不適合により不適合品がNOP認証の表示をされて出荷される恐れが強いことが認められた場合、本会は、以下の各号の手順によりすみやかに当該認証事業者の不適合品の出荷及びNOP認証事業の業務の自粛を要請する。

- （1）不適合品にNOP認証の表示をして出荷されている事実、重大な不適合により不適合品がNOP認証の表示をされる恐れが強いことを確認した検査員は、48時間以内に事務局長に報告する。
- （2）報告を受けた事務局長は、必要な処置を検討し認証委員長及び理事長に報告する。
- （3）報告を受けた理事長は、認証委員長の意見を聞いた上で当該認証事業者に必要な要請を行う。

附則1

検査員就任にあたって本会検査員が提出する「就任承諾並びに宣誓書」の記載事項
様式 1-1

就任承諾並びに宣誓書

私は、このたび貴会の検査員（検査員補）に就任することを承諾します。なお就任にあたり、貴会の倫理規定を遵守するとともに以下のことを誓約します。

- ① 検査において知りえた情報の守秘義務を遵守し、検査報告書の作成以外のことには使用しないこと。
- ② 検査の依頼を受けた申請者と特別の利害関係がある場合には、その旨申し出て、指示を遵守すること。

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤 修殿

提出日

年月日

検査員の氏名 住所 押印

附則2

判定員就任にあたって本会判定員が提出する「就任承諾並びに宣誓書」の記載事項
様式 1-2

就任承諾並びに宣誓書

私は、このたび貴会の認証委員会の委員に就任することを承諾します。なお就任にあ

たり、貴会の倫理規定を遵守し、下記事項の遵守を宣誓します。

- 1、認証審査の業務にあたって知りえた情報についての守秘義務を遵守し、認証にかかわる業務以外の目的で使用しません。
- 2、審査対象となっている申請者と特別な利害関係がある場合は、その旨を申し出て、公正な審査のための指示に従います。

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤修殿

提出日

年月日

認証委員（判定員）の氏名 住所 押印

附則3

検査を委託する検査員との契約書に記載する事項

様式 2

契 約 書

甲（特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会）と乙（検査員名 ）は、有機農業及び有機食品の普及発展を願い、ここに契約を結ぶ。

乙は、甲に対して以下のことを行う

- 1、 甲の認証業務に伴う、検査もしくは判定及び付随する業務
- 2、 その他、本会の定款第5条に関する業務

甲は、乙の役務の提供に対して適正な対価を支払う。対価の金額については、別途取り決めるものとするが、内容は以下のものとする。

- ① 検査に要した旅費などの費用
- ② 検査日当
- ③ 書類審査及び報告書作成手数料及び作成費用
- ④ 前項2の業務の場合、業務に即して取り決める。

甲は、上記金額の合計を毎月20日に締め、25日に支払う、25日が金融機関休業日の場合、直後の営業日とする。

乙は、業務にあたって甲の定める検査員倫理規定を遵守するとともに以下のことを誓約する。

- ① 検査で知りえた情報については守秘義務を遵守し、検査報告書の作成以外の用途に使用しないこと。
- ② 検査の依頼を受けた申請者と特別な利害関係がある場合は、その旨申し出て甲からの指示を遵守すること。

本契約は、甲乙いずれかが解消を求めない限り継続する。

以上定めのないことについては、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。

年 月 日

甲 特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤 修 印

乙 氏名 印

住所

附則4

認証委員会議事録の記載事項

第〇〇会認証委員会議事録

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

開催日時

開催場所

出席者

議長

議事

議事の結果

議事の経過（必要と判断される場合）

附則5 本認証業務規程に付属する別表は以下の通りとする

別表4-1 有機農産物の生産行程管理者検査認証費用算出基準表（飼料を除くNOP認証農産物未加工品の生産者に適用）

別表4-2 有機加工食品の生産行程管理者検査認証費用算出基準表（NOP認証ハンドリング業者のうち、製造加工業者に適用）

別表4-3 有機農産物及び有機加工食品小分業者検査認証費用算出基準表（NOP認証ハンドリング業者のうち、小分け・梱包等流通業者に適用）

別表4-4 畑作換算の作物別換算率

別表4-5 グループ申請書類発行審査費用

別表4-6 単一組織の大型生産行程管理者の書類発行審査費用1

別表4-7 単一組織の大型生産行程管理者の書類発行審査費用2

別表4-8 10名を超える個人もしくは単独生産法人の認定審査費用

別表4-9 多人数構成員・単一法人・単一栽培の大型生産行程管理者認定審査費用

別表4-10 施設等の追加申請などにより部分的な審査を必要した場合の手数料

別表4-13 認定の技術的基準に定められた指定講習会の費用

別表4 書類の交付等にかかわるその他の費用一覧

別表5 本会の組織機構図

附則6 本認定業務規程に付属する様式は以下の通りとする。

様式9-10 NOP認証農産物（未加工品）の生産業者の認証書の様式

様式9-11 NOP認証ハンドリング業者のうち、製造加工業者の認証書の様式

様式9-12 NOP認証ハンドリング業者のうち、小分け・梱包等流通業者の認証書の様式

様式9-13 USDAマークの版下

附則7 NOP認証事業の業務廃止届の記載事項例

2000年00月00日

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会
理事長殿

住所 〒

名称

印

代表者

NOP認証事業の業務に係る廃止届

年 月 日付けで、特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会から、NOP認証農産物の生産業者（ハンドリング業者）として下記のとおり認証を取得し、NOP認証農産物の生産（ハンドリング）を行ってきましたが、この度、当該認証に係るNOP認証農産物の生産（ハンドリング）の業務を廃止しましたので、廃止届を提出します。

記

認証事業者の名称・住所等

NOP認証表示を実施していた農産物の種類

認証圃場（又は工場、施設もしくは事業者）

圃場名（又は工場、施設もしくは事業者）	圃場（又は工場、施設もしくは事業者）所在地	圃場（又は工場、施設もしくは事業者）面積

以上

附則8 認証継続確認書

NOP Certification continuation written confirmation

発行日

あて先として事業者の名称、代表者（法人、グループの場合）

発出者として「農林水産省認定 NOP 認証機関 Certifying agent

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事長 齋藤 修

本会の押印」

下記の通り年次調査が終了し、NOP 認証が継続していることを証明します。

An annual survey is completed as follows and it proves that NOP Certification is continuing

記 Account

事業者の名称 Name	
代表者 Representative	
事業者（所）の所在地 Address	
認証番号 Certification number	
認証の区分 Categories of organic operation	
*NOP 認証の表示をおこなう農林 物資 Agricultural product	
初回認証日 First date of certification	
実地検査終了日 Inspection end date	
* 認証に係る施設	名称 Name
Place of business	所在地 Address

* 農産物及び野生作物の場合は、作物を記載する。

** 農作物及び野生作物分野の場合は、主たる圃場の名称及び所在地と総面積を記載する。

以上

附則9 本認証業務規程に付属する関連規程類は、以下のとおりとする。

第9条、10条及び11条の手数料の算出表関係 報酬並びの経費負担規程

第12条及び13条関係 検査員・判定員資格認定基準

- 第12条関係 認証の業務に従事する者の業績評価規程
- 第12条及び13条関係 有機中央会検査員倫理規程
- 第12条及び33条関係 有機中央会認証委員会倫理規程
- 第12条関係 有機中央会職員倫理規程
- 第12条関係 有機中央会不服審査委員会倫理規程
- 第14条関係 認証業務関係者研修規程
- 第15条関係 機密保持規程
- 第22条関係 文書管理規程
- 第40条関係 内部監査規程
- 第42条関係 認証業務に関する手順の見直し実施規程
- 第47条関係 有機中央会生産行程管理者等養成講習会規程
- 第45条関係 USDAマーク作成の規程
- 第51条関係 クレーム処理規程

附則10 申請取下げの様式

申請者は、申請を取り下げる際には、以下の事項を記載した書面を提出するものとする。様式はA4サイズの内紙を使用すること以外問わない。

申請者の名称及び確認できる直筆の署名もしくは捺印

取り下げの日付

申請を取り下げる旨の文言（「〇〇の事情により申請を取り下げます」等）

申請の取り下げの範囲（全部か一部か、一部の場合はその内容を特定すること）

あて先（本会理事長宛とすること）

附則11 認証書再交付願いの様式

認証事業者は、第38条第3項の第2号または第3号により認証書の再交付を受けようとするときは、現に交付を受けている認証書を添えて、以下の事項を記載した書面を本会に提出するものとする。ただし、第3号によるものには、認証書に代えて、やむをえない事情を証する書面とする。

提出年月日

認証事業者の名称及び確認できる直筆の署名もしくは捺印

認証書の再交付を依頼する文言

依頼する再交付の認証番号および認証年月日

再交付を依頼する理由（例えば代表者の変更や住所表示の変更など）

変更の場合は、新しい記載事項（変更後の記載事項を正確に記載する）

附則12 英文認証書請求の様式

提出年月日

認証事業者の名称及び確認できる直筆の署名もしくは捺印

認証事業者の名称又は氏名の英文表記

英文認証書を請求する旨の文言

請求する認証書の認証番号および認証年月日

請求する理由（例えば〇〇国輸出のため等できるだけ具体的に）

附則13 実地検査の有効期間

ひとつの審査における実地検査の有効期間は、おおむね6か月までとする。

附則14 本認証業務規程は、農林水産省消費・安全局長より認定を受けた時点より発効する。

附則15 当該事業者のNOP基準への不適合により不適合品の流出がある場合で、事業者に事態の公表を求め、本会も公表を行うのは、以下の場合とする。

- ① 意図的な違反行為であるとき。
- ② 不適合品の流出による社会的影響が大きいとき。

以上